

# 問 「法に抵触する虞がある」 事の見解は

## 答 真摯に受け止め対応を検討



加藤亮輔議員

【日本下水道事業団研修センター受益者負担金研修について】

**問** 研修センターに検証を依頼したが、結果を尊重するか。

**村長** 尊重していきます。

**問** この4ページが全ての実績を取りまとめた業務完了報告書か。

**課長** 報告書としてはそのとおりです。

**問** 報告書には「法に抵触する虞がある」という文言が3回、「抜本的に見直せ」が5回ある。それでも村長は「問題がない」と考えるのか。

**村長** 問題がないという認識は持っていません。「抵触する虞がある」ということについては真摯に受け止め、その対応を、今検討しています。

**問** どこの部分がおかしいと感じたのか？

**村長** 特に賦課替えに対しては加藤教授から「抵触する虞がある」という指示を頂いているので、むずかしくなったと認識しています。

**問** 課長は、賦課替えについて教授からどのような研修を受けたのか。

**課長** 受益者負担金を俗に云う賦課替えという形にしているが、関係する条例等が違ってくるので、ある程度統一した

ものが必要です。「虞がある」と言われないように直すべきと認識しています。

【ごみ問題 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿った業務を行っているかについて】

**問** 法律で「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と決められている。村は、区がごみ集積所の用地を確保するまで集積所を設置しないのは、条例違反では。

**村長** 現在のシステムが、即法律に反するという解釈にはならない、と考えます。

**問** 集積所の無い区もあり、戸別、ステーション方式



戸別方式も採用しては？

を大幅に取り入れることは、住宅密集地では戸別方式の方が排出マナーも良くなり、減量も進むと思う。事業系ごみについては多量、少量排出者という区分けをするのか。

**住民課長** 事業系ごみの線引き等、細かい点は決まっています。平成28年度中に方針を示します。

**問** 焼却ごみの中に生ごみが入って油を使って燃やしている。村の生ごみの堆肥化施設を実施しては。

**住民課長** 村全体で堆肥化施設を作るのは厳しいので、どこ

かモデル的にやってもらえる所があればと検討していきます。

**問** 法律で、「一般廃棄物処理計画」策定を義務づけられているが、村には「計画」がない。2年後の統一化に向かって課題もあり、方式も変わるが、職員一人では間に合わない。きちんと人的配置をするべきでは。

**村長** 人事計画を見据えながら検討していきます。

お詫び  
議会だより113号の12Pで、半壊334万円と記述したため、半壊住宅すべてに支給があるような誤解されやすい文脈になりました。334万円は最高額で支給された場合であり、説明不足をお詫び申し上げます。